

| 会 議 記 録 | | | |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------------|
| 会 議 の 名 称 | 総務文教常任委員会 | 会議場所 全員協議会室 | |
| | | 担当職員 井上 | |
| 日 時 | 令和2年7月9日(木曜日) | 開 議 | 午前 10時00分 |
| | | 閉 議 | 午後 0時34分 |
| 出席委員 | ◎山本 ○松山 三上 浅田 木村 福井 木曾 石野 (齊藤議長) | | |
| 執行機関出席者 | 田中生涯学習部長、福田市民力推進課長、樋口市民力推進課副課長、片山教育部長、國府教育部次長、亀井教育総務課長、伊豆田学校教育課長、谷口社会教育課長、岡田社会教育課副課長 | | |
| 事務局 | 山内議会事務局長、井上事務局次長 | | |
| 傍聴 | <input checked="" type="checkbox"/> 可・否 | 市民 0名 報道関係者 0名 | 議員 2名(奥野、平本) |

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

2 事務局日程説明

3 案件

(1) 行政報告

【生涯学習部】

○ 梅岩の里生誕地整備事業について

(生涯学習部入室)

生涯学習部長 あいさつ
市民力推進課長 説明

10:12

《質疑》

<木曾委員>

何社でプロポーザルを行ったのか。

<市民力推進課長>

プロポーザルで一般公募したところ、25社から申し出があった。実際に申請提案があったのは22社であった。全国各地から応募があり、関東からが多く8社ほどあった。亀岡からも1社あった。南は九州からもあった。インターネットで公開募集を行った結果、予想以上に多かったので、当初は全てヒヤリングをする予定であったが、事前に書類審査を行い5社からヒヤリングを行うことにした。実際は5番目が同点であったので6社に亀岡に来ていただいてヒヤリングを行い、優先交渉権者を選定したところである。

<木曾委員>

金額は。

<市民力推進課長>

プロポーザルについては、要項をホームページに公開しているが、施設の大きさや機能は想定せず、梅岩の思いや自然が体感できる施設という抽象的な表現であった。金額は、設計費、建設費も含めて全体で2億円の事業費を想定し、その中で考えられる提案を募集した。提案は無償で出してもらうが、採択されれば100万円で基本計画を策定するというで募集した。

<木曾委員>

基本計画は100万円で、実施設計も含めて全体で2億円ということか。

<市民力推進課長>

工事費も含めて2億円である。

<木曾委員>

寄附は6千万円余り集まっているが、後のお金が計画どおりに集まるのか。

<市民力推進課長>

ふるさと納税を活用して寄附募集を行うとともに、一般企業にも寄附をお願いしている。平成元年度実績は6千895万9,000円で、目標の5千万円を上回った。本年度も、コロナの状況ではあるが、5千万円確保するよう努力する。

<木曾委員>

足らなくなれば、ふるさと納税で補填するのか。

<市民力推進課長>

ふるさと納税のインターネットサイトの梅岩を応援する事業という項目に入ってきた寄附金は、この目的として使わせていただくことになっている。その他、郵便振替などで寄附いただくことになっている。

<木曾委員>

管理費の想定は。指定管理になるのか。

<市民力推進課長>

施設の維持コストは、今年度中に算出することとしている。施設の機能や設備関係が決まってきたので、それを基に運営コスト、維持コストの積算を行っているところである。9月くらいには取りまとめて、そこから使用料の積算も今年度に行う予定である。この施設は、亀岡市が建設し、指定管理にしていきたいと考えている。

<木曾委員>

プロポーザルで業者が決まり、事業費2億円で、まだ管理費の積算ができていないということか。管理費は、ふるさと納税で賄うのか。それとも、一般財源で措置するのか。

<市民力推進課長>

管理費は、梅岩を応援する事業の一環としてふるさと納税を算入していきたいと考えている。

<木曾委員>

梅岩の里生誕地整備事業は素晴らしいことだと思うが、施設を建てた後、どのように維持管理していくのか。公共施設がふえ、管理費用が必要になる。もう少し明確にしておかないと、ふるさと納税はいつなくなるかわからないが、一般財源は継続して措置していかなければならない。早く明示してもらわないと議論できないのでお願いします。

図面の中で、公共施設の前面道路が里道になっている。石田家は生家であるが、将

来のことは担保できないので公道にしておくべきではないか。過去に、オクラホマ州立大学の施設も、出入口が神前区の土地であったので難しい状況になり、結局、市が買い取った。そういうことにならないようにしてほしい。大丈夫か。

<市民力推進課長>

全体規模が決まったので、現在、各種法令を確認している。建築確認申請をはじめ、各種手続きを始めるところであり、その中で、今言われた問題は解決していきたいと考えている。ただ、進入路については、専用の道の確保を考えている。

<木曾委員>

別に進入路を作るということか。

<市民力推進課長>

府道に接する進入路の確保を進める予定である。

<福井委員>

プロポーザルの中に、想定入場者数は出ているのか。建物の整備だけか。

<市民力推進課長>

プロポーザルは、建物と周辺整備をすることだけである。ただ、今後の使い方を提案している事業者もある。例えば、段階的に整備を図り、観光ツーリズムの拠点にするなどの提案もあった。今回は施設整備に重きをおいた業者選定を行っているが、施設建設の基本である環境負荷の軽減、ランニングコストの低減は当然のことであるので、それは条件の中に入れていく。金額は明示されていない。

<福井委員>

建物の大きさは、月に何人が来るからこれだけの大きさがいるということで決まるのではないのか。現存の収蔵物を入れるだけであれば、入場者数の想定は不要であるが、集客数の想定がなければ計画として成り立たないように思うがどうか。

<市民力推進課長>

収支の中での考え方はもちろん重要である。これまで100人程度の集客実績があるが、それをどう増やしていくかもひとつのポイントになってくると思う。今回の施設を作るにあたっての考え方としては、三つあり、教えを発信する記念館的な場所、多様な学習ができる場所、市民の交流ができる場所、これらの機能を持った施設に整えた。一つ目の教えを発信する場所は、収蔵庫と呼んでいるが、梅岩の貴重な資料などを預かり、管理し、見ていただけるような機能、もう一つは、日本人の心や梅岩の教えを体感できる場所、道場と呼んでいるが、例えば武道、書道、華道などを自然の中で学ぶ場所、三つ目は、里山工房と呼んでいるが、人々が交流できる場所、例えば料理ができたり、いろいろな作業ができる場所、この三つの機能を考えている。その中での集客を考えていき、利用料金も検討していく。

<松山副委員長>

現在、若木の家で太鼓などを行っている人が多いが、若木の家は修繕に毎年多くの費用がかかっている。若木の家機能も、ここに移管することは考えているか。

<市民力推進課長>

若木の家からこちらに移管するという事は、まだ協議はしていないが、場所を使っていたことは十分可能であり、今後の協議になってくると思う。

<松山副委員長>

この場所で子どもたちが学んだ結果、生涯学習としてどうなってほしいと考えているのか。

<生涯学習部長>

人の人たる道を説かれた梅岩の教えは、時代の流れの中で非常に重要視されてきている。幼少期、いろいろな学習の中からその教えを身につけ、ふるさとを誇れる若い世代を育てる場にしていきたい。それが全体の生涯学習の原点になると思っている。

<松山副委員長>

今後、市が管理運営していくのであれば、入りは一番初めに考えるべきことだと思う。ガレリアかめおかも、入りと出のバランスが非常に悪い。長く維持管理していくのであれば、時代に合わせた入場料の設定というのは綿密に計画していただきたいと思うがどうか。

<生涯学習部長>

ご指摘どおり、ガレリアかめおかも採算性という意味では成り立っていないのが現実である。建築後20年が過ぎたが、もともと亀岡商工会議所が入られたのも、経済活動を活性化させていこうという趣旨であった。今は新型コロナの影響で動いていないが、ガレリアかめおかについても管理運営体制の見直しを早急に図り、コンベンション機能があるので会議や催しを誘致し、収入増を図っていく。ガレリアかめおかとは性質は違うが、この施設も最低限そういったことの中で、指定管理になるが、採算が合うような形で事業計画や目標を立てて取り組んでいく。まもなくコスト計算が出るので、市の施設管理計画と合わせて、精査し検討していく。

<福井委員>

今までの行政であれば、安ければよいと工夫もせず単純に最低価格業者と契約していた。プロポーザルは、そこに付加価値を付け、事業目的を達成するために業者に考えさせる。今回、亀岡市のねらいである梅岩の教えを子どもたちに浸透させるために、プロポーザルを行った。1年間に何人の子どもたちがここへ来て、このような学びができるということを基に業者から提案を求め、このような提案が返ってきたのでこの業者を選定した、ということになるのではないのか。交流会館のクライミングウォール施設もそうだが、皆さんのやり方は、これまでの行政のやり方からあまりにも乖離していて、私はついていけない。それが全て悪いとは言わないが、よく吟味をしていただきたいと思う。事業目的、事業内容の確固たるものをこちらが持っていないと、何がプロポーザルなのかということにならないか。私の意見である。

<木曾委員>

子どもたちに学習させるということだが、ガレリアかめおかにある梅岩の施設に、今、何人の子どもが1年間に学習のために訪れているのか。ガレリアかめおかの梅岩の施設に多くの子どもたちが行き、学んでいる状態があつて、梅岩の生誕地を整備すべきだという話になった、というような大きな構想でスタートしたのであればよいが、ガレリアかめおかで子どもが学んでいるようには思えない。施設を建てるから、そこに行かせることが大事だとなっているような気がする。とってつけたようになっているのではないか。そうであれば、料金設定や入館者数をどのように想定しているのか。どのような形であれ、2億円をかける事業である。相応の考え方、計画があるべきではないか。子どもたちに学習させることが、2億円の根拠になるのではないか。

<市民力推進課長>

ガレリアかめおかの心学講舎に子どもたちが何人来ているか、数字は持ち合わせていない。ガレリアかめおかの施設については、全ての方々を対象として梅岩の顕彰ができる場所ということで設置されている。今回の梅岩の里については、生誕地を守り、保全し、梅岩のいろいろな功績を保存、活用する機能がある。あわせて、いろいろな人々、特に子どもたちに学びの提供を進めていきたいという考えは持っている。従来から、地域の幼稚園、保育所、小・中学校の子どもたちは、9月24日の墓前祭にお参りをしており、かつて郡の時代には近隣の市町からもお参りに来られていたと聞いている。亀岡で学ぶ子どもたちにとっても、一つの機会として提供していきたいと考えており、教育委員会と協議しなければならないが、活用も含めて存在してくものと考えている。

<木曾委員>

私も墓前祭にお参りしたこともあり、近所の方々が供養されてきたことも承知している。200人も300人も来れるということはない。近所の方と関係者の方だけでお参りされている。生誕地を整備しようと考えた根拠を示し、2億円の根拠を示してもらいたい。そこを押さえておかないと、建物だけが建ってしまって、管理や活用方法が不明確なままで、管理費だけがかさんでいくことになるのではないかと心配である。

<市民力推進課長>

生誕地を整備するということについては、亀岡市が進めていることではあるが、もともとは実行委員会組織で、これまでからの梅岩顕彰会とともに整備の検討を進めてきた。亀岡市としては、生涯学習という根本の中で各種施策を進めているが、梅岩の教えを全ての世代に対して提供し、それが今の生涯学習都市亀岡を形成してきたものと考えている。今の時代は、モノが豊かになったけれど心が貧しくなっているとされる。以前、上田正昭先生も、このような時代だからこそ梅岩先生の教えを見つめ直して発信していくことが大事だと言っておられた。そこで、唯一の場所である生誕地を整備し、更なる推進を図っていきたいと考えている。ご指摘のとおり、コストの面もあり、基本的には寄附を使っていこうと考えている。施設の規模が決まったので、十分精査しお示しする。

<木曾委員>

今後、市民に対してしっかり説明責任を果たしてほしい。

実行委員会のメンバーを見ると、梅岩顕彰会の方々、石田家の関係者が入っておられるのはわかるが、他はかめおか霧の芸術祭実行委員会を含めて、どの会も同じメンバーが入っておられる。それが一般市民の意見になっているのか。

<市民力推進課長>

梅岩の教えは、京都市内でも老舗の家訓にもなっており、商人道的な考え方があったので、亀岡の商工関係者にメンバーに入っている。また、生家から派生したいくつかの講舎があるが、今も教えを広めていただいている心学講舎の方々に入っている。また、京都先端科学大学も、多くの蔵書を持ち研究されているということで入ってもらっており、このようなメンバー構成となっている。

<木曾委員>

今後、いろいろな意見が吸い上げられ、市民に根付いていけるような実行委員会のあり方を考えていく必要があるのではないかと。教育と言うが、教育関係者は少ない。

<市民力推進課長>

十分精査し検討する。

<木曾委員>

なってもらいやすい人でなく、必要な人にメンバーに入ってもらわないと、いつまでもたっても変わらないだろう。頼みやすく便利ではあるが、ひとりの人がいろいろなこと全てに関わってくることになる。幅広い人になってもらうよう、考え直してほしい。

<木村委員>

ガレリアかめおかの心学講舎は、利用者が少ない。利用者数を把握し、もっと活用すべきだ。梅岩の里の施設は、学校の研修施設にして毎月研修をすとか、京都先端科学大学の学生が解説をするというような具体的な運営内容を早く決めて、使用料も決めていかなければ、建てても誰も来ない。来られても誰が説明するのか。ガレリアかめおかの心学講舎のように、置物のようにあるだけでは意味がない。実行委員会の中に教育関係の方も入れて、今後の構想を考えていくべきだ。

<市民力推進課長>

一番大事なところであるので、施設の規模が決まり、ランニングコスト、利用料収入も含めて検討しているところである。でき上り次第、説明させていただく。
(質疑終了)

(生涯学習部退室)

10:55

【教育部】

○ G I G Aスクール構想について

(教育部入室)

| | |
|--------|------|
| 教育部長 | あいさつ |
| 教育総務課長 | 説明 |

《質疑》

<木曾委員>

大井小学校と詳徳小学校が、今年度は難しいが大規模改修を行う予定である。インターネットの配線工事と二重になってしまわないか。

<教育総務課長>

大規模改修工事は、配線工事には影響ない。先にネットワークを整備することになり、それを考慮して大規模改修工事を行う。

<福井委員>

子どもが端末を家に持って帰った時、壊してしまうこともある。その料金も入っているのか。

<教育総務課長>

故意でなければ、対応してもらえると考えている。落として壊れた場合に備え、予備の端末を購入する予定である。

<福井委員>

全国的なことなので、それに対応する保険はないのか。

<教育総務課長>

そのような保険は今のところ聞いていないが、通信費も含めて今後の経常的に必要になる経費については、国に要望していきたいと考えている。
(質疑終了)

11 : 02

○ 学校施設大規模改修・増築工事について

教育総務課長 説明

《質疑》

なし

11 : 05

○ 小規模特認校スクールバス分離運行及び東別院町見立地区への運行について

教育総務課長 説明

《質疑》

なし

11 : 07

○ 放課後児童会負担金の減額について

社会教育課長 説明

《質疑》

<三上委員>

7日というのは、夏休みのどの部分になるのか。

<社会教育課長>

お盆期間を除いた、8月1日から17日までの間である。開設するのは、3日から7日と、11日、17日の合計7日である。

<木曾委員>

この件ではないが、問い合わせが非常に多いので確認したいことが2つある。1つは、学校運動部含むクラブ活動の保護者の見学について、どのように検討されているのか。もう1つは、小・中学校の修学旅行を実施するかどうか。他市では、1泊で実施を決定されて、宿泊施設を押さえているところもあると聞いている。保護者に説明しなければならないので、教えていただきたい。

<教育部長>

クラブ活動の夏休み期間中の大会の応援のことであるが、今年については、これまで口丹2市1町で実施してきた口丹波の大会が実施されないことになっている。そのかわりとして、亀岡市内の中学校による交流会が計画され、実施に向けた準備が進められている。その中で、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保護者を含めて観戦は控えていただく方が適切ではないかと考えられていた。しかし、特に3年生の保護者から観戦したいという声が多くあり、学校にも教育委員会にもその声

が寄せられた。教育委員会としては、亀岡市中学校体育連盟と連携し、観戦できる体制がとれるように調整している。特に、屋内競技、体育館の中で実施される競技について、種目ごとに状況が異なることから、まだ、保護者に通知するところまでは至っていないが、観戦していただけるように準備をしている状況である。

修学旅行についても、保護者、児童生徒の関心が高く、今年はどうなるのかという声が教育委員会にも寄せられている。現時点では、亀岡市内小・中学校とも、修学旅行を実施すべく、行き先を検討し、宿泊場所や見学先の調整を進めているところである。特に、中学校は関東方面に2泊3日で行っていたが、この状況では関東方面へ行くのは好ましくないことから、それぞれの学校で旅行社と調整を進めているところである。小学校は、これまで伊勢方面に行っており、同じ方面へ行くべく宿泊場所の確認などを進めている。保護者にも、早い段階で実施の案内を出せるよう学校で努力しているところであり、教育委員会もしっかり学校を支援し、実施に向けて取り組んでいく。

<木曾委員>

試合観戦は、屋内であれば学校ごとに保護者を入れ替えるなど、感染防止に十分配慮してほしい。体調が悪い人には観戦を辞退いただくことも含めて、対応していただきたい。修学旅行についても、学校と調整し、早急に教育委員会としての方向性を示して、実施するという方向の中で各学校で検討するよう指示を出す方がよいと思う。移動はバスか、列車か、考え方がいろいろとあるので、感染防止の観点から、一番よい移動手段を考えてほしいのでよろしく願います。

<三上委員>

放課後児童会の7日間については了解したが、小・中学校ともに、3日、4日、5日と登校日を設けると聞いた。教職員は、学力的に気になる子どもを対象に補習的にやるものと思っていたが、全員登校と決まったようだ。中学校は、午後は3者懇談を行うようである。そうであれば、実質夏休みではないというのが保護者や生徒の思いである。教育委員会ではなく校長会で決められたことだと思うが、経緯を教えてください。

<教育部次長>

7月31日までを1学期にするということは、教育委員に承認いただき決まったことである。8月の第1週、3日から7日については、学校の中でも、学習保障、校内研修、保護者懇談、いろいろと実態に違いがあるので、学校サイドで登校日を設けるなどの裁量をしてもらおうと思っている。まだ、教育委員会で全てを把握しているわけではないが、ある学校は2日か3日、2時間程度の登校日を設けると聞いている。また、学年を限定して、高学年、また中学校3年生を登校させようと考えている学校もある。警報による休校のこともあり、今後、学校の実態にあわせて8月の第1週を使っていたらと思っている。

<三上委員>

教育委員会としては、どの学校も一律3日間を登校日とすることではない、全員を登校させることを強制するものでもないという判断でよいのか。実際にどうなるかは注目しておきたいと思う。その関係で、放課後児童会も、小学校も3日間が登校日ということになると、午後からは放課後児童会に行くので日数としては7日であるが、実質としては短くなるのではないか。

<社会教育課長>

小学校の登校日の状況が決まった時点で、改めて検討することも必要になってくると考えている。

<三上委員>

校長会が、どの学校も3日間登校日と決めることになれば、それは校長会が決めた話だということになってしまうのではないかと危惧している。子どもや家庭の実態も踏まえて、柔軟に対応するよう要望する。

6月の議案審査で、消毒液は現物支給でなく予算配分だと聞いた。消耗品費の場合、児童生徒数の比率で配分額が決まるが、今回も細かく計算されて配分されるのか。

<学校教育課長>

6月議会で議決いただいたが、各学校には規模に応じて100万円、150万円、200万円を配分することになっている。その中で消毒液や備品を確保していただくことになる。学校の規模により、子どもの数が多ければ消毒液も多く必要になる。備品についても、ニーズが違うので、その範囲内で買っていただくことができる。各学校に予算配分するが、管理は教育委員会で行うことで調整している。

<三上委員>

用務員がシルバー人材センターへの業務委託になっている学校が多いが、消毒作業は新たな人員配置ではなく、従来の用務員の時間をふやして消毒をしてもらうということか。それで無理はないのか。教職員の作業の軽減になっているのか。

<教育総務課長>

シルバー人材センターへ、週6時間程度ということで、毎日1時間か2時間、延長して入っていただくようお願いしている。これ以上、延長はできないと言われる用務員もあると聞いていた。補正予算の説明時は、まだ決定していなかったが、京都府のスクールサポートスタッフという事業が始まり、7月1日から既に配置いただいている。現在、シルバー人材センターが入っているところについても、スクールサポートスタッフは週20時間入ってもらうことができるので、そちらに移行できるように人材確保に努めているところである。

<三上委員>

現状、用務員の時間延長だけでは、広い校舎全ての消毒を補いきれず、担任の先生が教室などの消毒をせざるを得ないと聞いている。そのような状況をつかんでいただき、人員配置をお願いしたい。消毒液の中身についても6月に指摘したが、それについてはどうか。

<学校教育課長>

国から、次亜塩素酸水は身体に害を及ぼすという通知があったので、学校に周知している。しっかりした製品を使っていただくように進めていく。

<三上委員>

次亜塩素酸水は、食塩水を電気分解してできるものであり、弱酸性で手も荒れないが、次亜塩素酸ソーダ、商品名で言うとキッチンハイターを使っている学校がたくさんある。これは非常に強いアルカリ性であり、手が荒れるのでゴム手袋を着用し、散布すれば拭き取る必要がある。かなり面倒である。アルコールスプレーは、数が少ないので緊急用にとっておき、キッチンハイターを使っているようだ。これはよくないと思うがどうか。

<学校教育課長>

状況を確認し対応する。文部科学省のガイドラインによると、次亜塩素酸水につい

てはふさわしくないという表記があり、次亜塩素酸ナトリウムについては使うことができる」と書いてあった。再度確認する。

<教育部次長>

6月16日付けで文部科学省が感染症に関する衛生管理マニュアル改訂版を出している。それに基づき、本市においてもガイドラインの改訂版を作成し、学校に配布する予定である。その中にも、校内での消毒液について明記されており、本当は消毒用エタノール、もう1つが次亜塩素酸ナトリウム、これらの2つについて使用し消毒するようにと明記されている。ただ、次亜塩素酸ナトリウムについては、必ずゴム手袋を着用して使用し、目に入らないように十分注意をするように、また児童生徒が絶対に触らないようにとということもあるので、教職員にこのガイドラインを示して十分に気を付けていただくように言っている。実際に学校では、消毒液が十分でない状況の中で、あるものでやっつけようとしている。拭き取らなくても広い面積を消毒することができる噴霧器があるとか、新しく出始めた消毒液にかえるという話も聞いている。教職員が、放課後に一生懸命行っている負担も十分理解しているつもりである。新型コロナウイルス感染症に係る予算が学校に配分されることにもなっているので、有効に使っていただき、教育委員会としても、知り得た情報についてしっかりと学校と連携し、少しでも教職員の負担をなくせるようにしていきたい。

<三上委員>

健康安全第一であり、次亜塩素酸ナトリウムは拭き取る手間もある。シルバー人材センターの方は高齢なので、消毒用アルコールの確保に努めてほしい。

朝の検温、手洗いチェックなど、教職員は非常に疲弊されている。1学期の評価を行わない市もあるようだが、亀岡市では小学校であれば国語、算数、理科、社会のみ評価を行うことになっているようだ。音楽や体育の授業は週1時間あるかないかで、国語や算数が1日2時間あり、子どもたちもストレスをためている。学校にしっかりと聞き取っていただきたい。

公共施設は、部屋を借りる時に、20人、30人が入れる部屋でも10人までとか厳しく言われる。教室だけは別世界で、まさしく密になっている。国に対して強く言わないといけないと思う。要望である。

11:35

(質疑終了)

(教育部退室)

(休憩)

11:36~11:43

(再開)

(2) 意見書の作成について

<山本委員長>

前回の委員会で、総務文教常任委員会として今後取り組んでいくこととして3点をあげた。最初に、意見書の作成についてということで、議論いただきたい。前回は、

G I G Aスクール構想のランニングコストについて、国に要望していくべきではないかという声をいただいたが、他に意見書として出していくべき内容があれば意見をいただきたい。

<福井委員>

先ほどの質疑で言った保険について、国が財源措置をしてくれるのであれば保険をかけなくてもよいので微妙なところであるが、しっかり財源措置してほしいということではよいと思う。

<山本委員長>

意見書を出すべきか、もう少し様子を見るか。するなら早いほうがよいのではないかという意見も出ていたがどうか。ランニングコストは、まだ通信費が発生していないので9月議会でもよいが、13日に議会運営委員会があるので、その時に意見書として上げていくという方法もある。どのように進めていくか、意見をいただきたい。

<福井委員>

難しい文章でなくてもよいので、早くやった方がよいと思う。

<山本委員長>

G I G Aスクール構想の諸々の財源に関して、国にしっかりと責任を持って財源措置を講じるようにという内容でよい。

<福井委員>

ランニングコストのことである。

<三上委員>

有効に活用するためには、教職員をサポートする指導員や、おとなでも大変な情報リテラシーについても、全部を財源措置してほしい。前文の中に懸念される状況を2、3入れて、全部財源措置してほしいという中身でよいのではない。

<山本委員長>

1人1台の端末が整備され、校内ネットワークが整備されても、現場でやっていけないといけなないので、支援員など教職員へのサポートが重要になってくる。そこには研修も重要になってくる。その財源も国に求めていくという内容でよい。内容については、正副委員長に一任いただき、案ができたならラインに上げるので確認をお願いします。13日の議会運営委員会に意見書としてあげることでよい。

<三上委員>

意見書という議会としてあげることになる。13日の議会運営委員会で諮っていただき、15日に全員協議会があるので、その日に短時間、臨時議会を開くということになるのか。

<事務局長>

意見書案は、本会議を開催して議決をいただく必要がある。13日の議会運営委員会で確認いただいた後、再度、従前という招集告示日に議会運営委員会を開催いただき、本来は1週間程度開けて本会議を開催いただくことになる。必ずしも1週間ということではないが、7月中ということであれば、21日で28日というようなイメージで日程調整をしていただいた上で本会議を開催していただくという手順になる。執行部の出席の必要はないので、議員の皆さんの日程を調整いただければと思う。

<山本委員長>

13日に議会運営委員会に提案し、21日くらいにもう一度議会運営委員会を開催いただき、その1週間後くらいに本会議を開くということによいか。その流れで意見書を出させていただきたいということで、議会運営委員会で諮っていただく。

(3) 防災の取組の進め方について

<山本委員長>

次に、防災の取組の進め方についてであるが、防災にも取り組んでいこうという意見が出たが、どのように進めていけばよいか意見を願います。最初に防災ということが出たのは、避難所の関係で、訓練もされていないという現状もあり、そういうことも進めていかなければいけないのではないかという意見が出た。実際に、継続して月例で取り組んでいくのか、要望を出すというような形にするか、進め方についても意見を願いたい。

<三上委員>

新清流会から防災の特別委員会を設置しようという意見が出たことに端を発し、とりあえず各常任委員会で防災のことは意識して、最重要検討項目という形でやっぺいこうということではなかったか。

<山本委員長>

今回は、感染症対策的などころで意見が出たという流れであるが、次回以降に考えていってもよいかと思う。

<三上委員>

今すぐ課題があるというわけではないが、本委員会の所管で考えられる防災に関することの総点検をしていくということは、計画的にやっていきたい。そういう計画を少しずつでも立てられれば有り難い。

<木曾委員>

豪雨の関係で、九州や岐阜、長野にも大きな災害が出ている。新型コロナウイルスの感染を防止しながら避難所に行く時の定員について、6月議会で質問したが、明確な答えがなかった。訓練もできていない。亀岡でも、いつ大きな災害が起こるかわからない。避難所を開設した時に、今の状況でよいのか。しっかりと対策ができていのか心配する。災害は間近に迫っていることであるので、確認をしておきたい。総務部には危機感があまりないように感じている。チラシを配ったと自負しているが、それだけでよいのか。自治会が大変だと思うが、そういうことに関知していないように思う。

<山本委員長>

避難所の対策がとれているかを、担当課と意見交換をする中で確認し、要望していくということによいか。

<木曾委員>

今日も本委員会を開くことはわかっているので、災害状況報告に来るぐらいの意識がなければいけないのに、それすらできない危機管理の無さを指摘したい。結局、この前の派出所のことも含めて、きちっとしたことができていないからあのようなことが起こる。紙1枚を渡して済ませている。

<福井委員>

感染症防止という普通の避難ではないということを含めて、どのようなマニュアル

を出せるのか。それは早急である。早急にやろうとした時に、本委員会としては、どう動けばよいか。いろいろな項目を確認する質問状を出すか。日を改めて委員会を開いて聞くか、どちらかかと思う。

<三上委員>

昨日も、保津川の水位が上がり危なかったかもしれない。緊急を要するので、委員長から所管部に、コロナの教訓を受けた避難所開設運営マニュアルはできているのか、今すぐ動くのか、補正予算で備品購入の予算がついたが、いつ納品されるのかということも含めて、できるだけ早く委員会に報告するよう申し入れてもらいたい。既にできているというのであれば、資料をレターケースに入れてもらえばよい。

<石野委員>

実際、ひばりヶ丘で土砂崩れが起こっている。また雨が降れば避難してもらわなければならない。公民館も危ない。4軒ほどが避難しなければならない状況があるので、ゆっくりしてられない。

<木曾委員>

これだけ雨が続けば、いろいろな所で被害が出てくると思う。警戒しなければならない場所が亀岡には多くある。200人も300人も避難しなければならないということになれば、対応できるのか心配である。過去に西山が崩れたが、まだ危ない。西別院町で土砂崩れが起こったところは、まだあのままの状態である。雨が降って土砂崩れが起これば、下の家に流れてしまう。大堂から西別院町自治会まで、本当に避難して行けるのか。避難体制ができているかをすぐにでも聞きたい。

<山本委員長>

月例に関わらず、早めに所管課と日程調整し、説明を求める。

(4) 放置車両の処分に関する条例の制定について

<山本委員長>

次に、放置車両の処分に関する条例の制定について、松山副委員長から提案いただいているので説明いただく。

<松山副委員長>

先ほどお渡しした写真は、現在、放置車両をしている箇所の写真である。市には、放置車両が発生した場合、処分までのルールがなく、所有者に詰めて話をして処分まで持って行くことが難しいという現状がある。それを少しでも打開するために、条例と罰則はセットだと思うので、亀岡市としてもルール化をして、法律違反をする人にしっかりとした姿勢を見せていくことが大切だと思う。また、京都府下で、ほとんどの市が放置車両の処分に関する条例を作っている。亀岡市は、環境先進都市として京都府の中でも大きくこぶしを上げているところである。そうであれば、地に足をつけてこういったところでもしっかりと環境を見ていくということも大切だと思う。今回、総務文教常任委員会では市有地の所管となっているが、それも含めて条例化に向けて動いていければと思っている。

<山本委員長>

本日は、条例の目的について話し合いたい。その後、スケジュールについて事務局から説明をしてもらう。A3の資料の一番上に、目的と書いている。大阪府、茨木市、京丹後市、木津川市、淡路市を上げているが、目的をどうするかによって担当

部署が決まってくる。担当部署が本委員会の所管部署でないと、本委員会で進めていくことはできない。この中では、淡路市が市有地等に放置された自動車の処分についてという目的が書かれているので、これが本委員会として所管となる目的になる。市有地等に放置された自動車等の処置について、必要な事項を定めることにより、市有地等の利用上、または管理上の障害を除去し、すみやかにその機能の回復を目的とするとあるが、ここに環境ということが書いてないので、例えば良好な環境の形成に資することを目的とするというように加え、重きを市有地の管理に置き、環境を付け足すということであれば、担当は会計管理室になる。この目的について意見を伺いたい。

<三上委員>

本委員会の目的だけで作って、環境保全がほったらかしになっても困るので、目的を含めて精査させていただきたい。例えば、子どもの権利条例のように、環境厚生常任委員会で作られたが、最終的に本委員会も話に入って作ったということも考えられる。本委員会だけで作ってしまって、不十分だったということであれば、市民にとって申し訳ない。所管は環境厚生常任委員会にも及ぶけれど、基本、本委員会で作らせてもらうということで、環境厚生常任委員会にも言ってということもあるので、考えたいと思う。

<福井委員>

淡路市は、市有地等に放置されたということで本委員会の所管だとわかりやすいが、公共の場所におけるという木津川市も京丹後市も、当然、こうあるべきである。条例を扱うのは基本的に本委員会なので、本委員会が条例を扱って、必要であれば他の委員会も交えてやればよいだけのことではないか。行政財産や普通財産があるので、行政財産の場合は所管が違うが、市有地に限定する必要はない。公共の場所でのよいと思う。淡路市よりも、京丹後市、木津川市に沿えるように作っていく方が正しいのではないか。

<山本委員長>

公共の場所というのが全体に関わるのでよいと思ったが、事務局から、公共の場所となると道路、公園、河川、緑地等となり、まちづくり推進部の所管となってくると本委員会で扱えなくなるという話があり、市有地等にこだわらせていただいた。

<事務局次長>

市有地等とするか公共の場所とするかはどちらでもよいが、そこにある障害物を除去し、管理することに関する条例であるということを委員の皆さんに共有をいただけるなら本委員会の所管になる。環境保全のためにこの条例を作るとなると、環境厚生常任委員会の所管となる。

<木曾委員>

本来なら、これは行政が作るべき条例だと思う。だが、6月議会の松山議員の質問に対し、市長は亀岡市としてそれは考えていないという答弁であったので、議会で作らなければならないことになってくる。他の市も作っているので、早急に作るべきだと思う。執行部の所管部とも情報交換をしながら、京丹後市、木津川市のように公共の場ということで、本委員会で作っていけばよいのではないか。

<福井委員>

京丹後市も木津川市も、放置自動車を除去し、その機能の保全と良好な環境の形成、その機能というのは、その場所の本来のあり方で正しく使えるようにしましょうと

いう意味での環境と書いてある。自然環境という話ではなく、その場所の良好な環境を守りましょうということが書いてある。それと、今言われた公共の場所の管理で共通意識を持つということと、一緒だと思う。

<事務局次長>

公共の場所の管理に重きをおいた条例であるという共通認識があることで、所管部の会計管理室に関わってもらえることができる。公共の場所でも、道路、公園であればまちづくり推進部の所管であり、所管はまたがるが、条例の手続きを示す規則を作る所管が必要となるので、市有地の管理をするための条例であるということが目的であれば、会計管理室に所管と認識してもらえらる。

<山本委員長>

規則を作ってもらうためには、所管部を決めないといけないので市有地にこだわっていた。目的は公共の場所ということで、共通認識いただきたい。

<事務局次長>

今後、執行部と意見交換する中で文言を決めていけばよい。ただ、本委員会所管である会計管理室の所管の範囲内の条例となる。会計管理室の所管を離れた内容の条例はできないので意見交換していただければと思う。

<山本委員長>

会計管理室と意見交換をすることでよいか。

<三上委員>

本委員会の所管の内容に限定されるとなると、市民の安全や環境保全など、市民にとってよいものでなければ意味がない。またがる場合も出てくるので、持ち帰って考えさせてほしい。

<木曾委員>

条例の担当は総務部である。そこで明確にしてもらえばよいと思う。

<事務局次長>

総務部に確認したところ、目的によって所管が決まるということである。条例は、基本のルールを作るだけで、各土地の所管がそのルールに則ってやっていく。元のルールを作る所管はどこかということであるが、それは総務部が指名することはできないので、議会と会計管理室でよく話し合うことが大事だと言われている。

<山本委員長>

目的が大事だということで今日諮らせていただいたが、もう少し考えたいと三上議員から意見が出た。

<三上委員>

本委員会で作る方向でよいと思う。

<山本委員長>

次に意見交換会を行うのは、会計管理室でよいか。

— 全員了 —

<山本委員長>

スケジュールの確認を次長からしてもらおう。

<事務局次長>

本委員会で作っていくことを想定したスケジュール案である。本日が①基本方針の確認とスケジュール確認である。②執行部との協議と各条項の検討は、8月上旬と書いているが7月下旬になる。検討が2回になるか、1回で全てできるか進捗によ

るが、ある程度条例案が固まれば、全庁に意見照会を行う。照会し回答をもらうのに2週間はかかる。その後、市民から1カ月間ほど意見聴取をすることが条例を作る時のルールとなっており、市広報紙きらり亀岡おしらせに掲載しなければならないが、ここに期間が必要となる。想定では、11月末から12月にかけてパブリックコメントを行い、1月に全員協議会で確認いただき、2月臨時会で条例提案を行うという案である。もっと早く進めることができれば、12月議会に提案することも可能である。

<山本委員長>

スケジュールについては、進み具合により次にいつ行うかを決めていく。

4 その他

(1) 次回の日程について

— 下記のとおり決定 —

日時：7月29日（水） 午前10時～

案件：(1) 防災対策について

(2) 放置車両の処分に関する条例の制定について

散会 ～12:34